

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から50年2月まで

昭和41年12月頃、私の夫が、当時の住所地の市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は同年6月から納付しているはずである。加入当時は集金人に現金で納付したことなどを覚えている。その後何度か転居し、領収書は手元に無いが、その都度納付してきたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月頃、その夫が、当時の住所地の市役所で、申立人の国民年金の加入手続をしたと申し立てているところ、申立人が所持する国民年金手帳は50年3月4日付けで発行されているとともに、申立人は、同日付けで国民年金に任意加入していることが確認できる上、同手帳の昭和49年度の印紙検認記録欄の50年2月までの欄に「納付不要」と記載されていることから、申立期間は未加入であり、遡って国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、昭和57年3月までは納付書で、それ以降は口座振替で、国民年金保険料を納付していた。任意加入を途中でやめた記憶は無いので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入を途中でやめた記憶は無いと述べているところ、市の国民年金被保険者名簿の「資格得喪」欄には、昭和57年10月27日付けで「喪失申出」と記載されている上、市の納付記録の同年10月の欄にも「喪失申出」と記載されていることが確認できるほか、申立人が所持している47年4月発行の国民年金手帳の資格喪失の欄にも「昭和57年10月27日」と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 8 月頃、町役場から、20 歳になったら、学生であっても国民年金保険料を納付しなければならないとの連絡を受け、私の母が、町役場で私の国民年金の加入手続をして、未納となっていた 3 か月分の保険料を遡って納付し、その後も私が短期大学を卒業するまでの間は、地区の集金人に納付してくれた。母は、申立期間当時は、町役場から督促されたことが知られると恥ずかしい思いをする時代であったので、必ず納めていたと言っており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学在学中の昭和 62 年 8 月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する 2 冊の年金手帳には、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、短期大学卒業直後の 63 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、20 歳到達日となっているが、これは、申立期間当時、申立人は学生であり、任意加入対象者であったにもかかわらず、平成 11 年 1 月 25 日に、20 歳到達日に遡って資格取得日を訂正されたものであることが確認できることから、申立期間は、記録の訂正が行われたことにより、未加入期間から未納期間になったものであり、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったため、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 6 日まで
② 昭和 29 年 11 月 8 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、申立事業所在職中に結婚し、出産のために退職したが、当時は年金制度に関心が無く、退職時に社会保険事務所（当時）や会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶が無い。また、私は、脱退手当金の請求をしたことも、受け取ったことも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、昭和 36 年 9 月 28 日付けで厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。